

# 答 申 書

うきは市情報公開・個人情報保護審議会

## 第1 審議会の結論

うきは市教育委員会（以下「実施機関」という。）による令和2年7月30日付公文書不存決定処分は適法であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第2 審査請求に至る経緯

- (1) 令和2年7月17日、審査請求人は、うきは市情報公開条例（平成17年条例第8号、以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、その1として「タイムレコーダーの記録の実施要領及び記録要領。そのことを制定又は報告した、教育委員会の議事録。」、その2として「うきは市教職員（県費負担教職員）のタイムレコーダーの平成31年度（4月～3月）の記録で下記のもの。①うきは市小学校で、吉井小、福富小、御幸小、山春小の3年生・5年生担任、教務担当教諭、養護教諭及び教頭のタイムレコーダーの記録原本または写し。②吉井中学校、うきは中学校それぞれの第3学年学級担任（3年生の担任すべて）、教務担当教諭、養護教諭及び教頭のタイムレコーダーの記録原本または写し。」、その3として「平成31年度のタイムレコーダーの記録対象者（県費負担教職員全員）の内、育児休業・病気休暇・休職以外の事由で連続して1月以上の期間、タイムレコーダーの記録のない者の人数をそれぞれの学校（小学校8校、中学校2校）ごとに記した文書またはメモ。」の開示を求める旨の情報公開請求を行った（以下「本件情報公開請求」という。）。
- (2) 令和2年7月30日、実施機関は、本件情報公開請求に対し、情報部分公開決定処分及び公文書不存決定処分を行い、同日、審査請求人に情報部分公開決定通知書及び公文書不存決定通知書を送付した。
- (3) 令和2年9月23日、審査請求人は、条例第17条第1項の規定により、前号の公文書不存決定処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張する審査請求の趣旨及び理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求に係わる処分（公文書不存決定）のうち「うきは市教職員（県

費負担教職員)のタイムレコーダーの平成31年度(4月~3月)の記録で、下記のもの。①うきは市小学校で、吉井小、御幸小の3年生・5年生担任、教務担当教諭、養護教諭及び教頭のタイムレコーダーの記録原本又は写し」に関して、「吉井小については令和2年3月分以外、御幸小についてはすべて破棄しているため」不存在とする部分の取り消しを求める。

(2) 2校の記録不存在については不当と思われる。本当に破棄したのか、また、破棄したのであれば、いつ、だれが、どのような根拠で、どのような方法で破棄したのか調査・審査を求める。

(3) 平成30年8月に制定された「うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針」により導入された、重要公文書であるタイムカード記録を吉井小は3月分以外を破棄、御幸小は1年分すべてを破棄したということは信じられない。この公文書破棄が事実だとすれば、教育委員会の監督責任も重大だと思われるので、精査して改めて開示を求める。

(4) 令和2年9月8日のうきは市議会において、教育長は「本年、2月3日、県教委通知に基づき、タイムカードについても、3年間保存するように、各学校に指導してきたところ」と答弁しているが、指導した日時等については明らかにしていない。

④ 2月中に指導しているのなら、吉井小、御幸小ともに、少なくとも2月分、3月分の記録が保存されているはずである。

⑤ 3月中に指導しているのなら、吉井小、御幸小ともに、少なくとも3月分の記録があるはずである。

⑥ 4月以降に指導したのであるのなら、なぜ、吉井小の3月分記録のみが保存されているのか。

この矛盾を調査・解明してほしい。

(5) 平成30年7月に指針を作成して、市長決裁を受け、公表した時点で、タイムカードの記録保存は試行期間を含めて3年あまりの記録保存は明白であると市教育委員会も校長も認識していて当然のことだと考える。

(6) 令和2年2月3日の県教委からの通知「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&A」の12頁、「問18「在校等時間」の計測結果について、公文書として管理及び保

存を行う期間はどのくらいの期間か」など、タイムカード等の保存について述べている。このことにより、文科省「指針」でいう保存期間等のことを知る機会があり、二人の校長は認識していたと思われる。

- (7) 御幸小学校校長が、令和2年3月31日の就業時間終了前にタイムカード記録の集計表を送信したことは、集計がルールどおりに行われていないことを意味する。吉井小学校については不明であるが、吉井小の3月分の集計表はいつ報告されたのか、また、吉井小の前年4月から今年2月までのタイムカードを3月31日に破棄したのはなぜか、調査して明らかにして欲しい。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、不存在決定処分を理由を、おおむね以下のように説明している。

- (1) 「うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針」により平成30年8月より試行によるタイムカードの記録を開始したが、出勤簿は別に存在し、タイムカードの記録を保存していなければならないという統一した見解が示されていなかった。その後、令和2年1月17日付文部科学省初等中等教育局財務課通知「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&Aについて」が令和2年2月に県から市教育委員会に届き見解が示されたところであるが、保存認識がなかった令和元年の記録の一部を破棄したことは事実である。
- (2) 令和2年1月17日付文部科学省初等中等教育局財務課通知の各学校への通知状況は次のとおりである。
- 令和2年2月3日付けで県教育委員会から実施機関に通知があり、実施機関は同月6日に各学校へメール送信をした。その後、同月26日にも総括健康管理委員会で資料が配布されている。このように資料としては配付されていたが、きちんとした形で各学校長に対して、タイムカードを公文書として保存すべき事を説明したのは令和2年7月のことである。
- (3) 吉井小学校と御幸小学校の平成31年度の校長に調査を行った結果、以下のとおり確認した。なお、各元校長がタイムカードを廃棄した理由は、タイムカードの意味合いについての理解が不十分だったことと、退職前に自らの

責任で処理をしておこうと考えたからである。

【御幸小学校について】

当時の校長（令和2年3月31日で退職）が、勤務最終日である令和2年3月31日に令和2年3月分のタイムカードのデータ集計を行い、同日14時36分に教育センターにメールでデータを送信した。メール送信後、平成31年4月から令和2年3月分までのタイムカードをシュレッダーで処分した。

【吉井小学校について】

当時の校長（令和2年3月31日で退職）が、勤務最終日である令和2年3月31日に、平成31年4月から令和2年2月分までのタイムカードをシュレッダーで処分した。令和2年3月分のタイムカードのデータ集計については、4月赴任の新校長が行い、4月2日11時10分に教育センターへメールで送信した。

## 第5 調査審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和2年 9月30日 諮問書の受理

令和2年 9月30日 実施機関から弁明意見書を收受

令和2年10月 7日 審議①

令和2年10月22日 審査請求人から反論意見書を收受

令和2年10月22日 審査請求人から口頭意見陳述申立書を收受

令和2年10月28日 審査請求人から口頭意見陳述説明資料を收受

令和2年11月 5日 審議②

令和2年11月 5日 審査請求人からの意見聴取

令和2年11月 5日 審査請求人から実施機関への質問

令和2年11月 5日 実施機関から資料（審議会から要求）を收受

令和2年11月 6日 審査請求人から追加資料を收受

令和2年11月 9日 審査請求人から依頼文書を收受

令和2年11月27日 審査請求人から追加資料を收受

令和2年12月 8日 審議③

## 第6 審議会の判断

上記の実施機関の説明によれば、審査請求に係るタイムカードのうち、吉井小学校、御幸小学校に関するものは令和2年3月31日に各校の当時の校長がシュレッダーで廃棄していることが認められる。

なお、「うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針」が策定されて平成30年8月1日から学校現場においてタイムカードが導入され、また、「うきは市文書事務取扱規程」において「職員の勤務の実態を証する書類」の保存期間が3年間と定められていたにもかかわらず、実施機関及び各校の当時の校長に同指針及び同規程の趣旨が十分に徹底されておらず、タイムカードが破棄されていることは適切な処理とは言い難い。

審査請求人は、主にこの点を指摘し、重要な書類であるタイムカードを廃棄するなどということは到底考えられないから、実施機関の上記説明は信用できないと主張するものである。

しかしながら、実施機関の説明及び一件記録によれば、「Q&A」においてタイムカードを公文書として保存すべきであるとの指摘があることは間違いないものの、この点について実施機関から各学校に対して指導を徹底する通知がなされていたとは認められない。そうすると、その当否はともかくとして、各学校において資料の配付を受けたもののその内容の把握が不十分であり、タイムカードを廃棄したという実施機関の説明には取り立てて不自然な点はない。加えて、当審議にあたって再調査が行われたにもかかわらずタイムカードが発見されていないこともあわせ考慮すると、現在も何処かに審査請求に係るタイムカードが残存しているとは認められない。

従って、当審議会としては、上述のとおり、吉井小学校、御幸小学校に関するタイムカードは既に廃棄されたものと認める。

よって、吉井小学校及び御幸小学校に関するタイムカードについて不存在とした実施機関の決定は相当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第7 意見

本件においては、学校行政における文書管理のあり方が問われているところ、本市においては、「うきは市文書事務取扱規程」が制定されているも

のの、学校行政との関係や整合性が十分に考慮されているものとは言い難い。本件で問題となったタイムカードが重要な文書であるところは論を待たないところでもあり、今後、各学校長の独自の判断で廃棄されるような事態を許容することはできない。

加えて、御幸小学校においては、当時の学校長が、令和2年3月31日の終業時間を迎える前に、同日のタイムカードの集計を行っていたことが判明しており、この点でも不適切な処理が行われていることは間違いない。

については、実施機関に対して、学校行政における文書管理について適切な方策をとられるよう意見する。

令和2年12月23日

うきは市情報公開・個人情報保護審議会